

特 許 権	判決年月日	令和元年9月19日	知財高裁第2部
	事件番号	平成31年(行ケ)第10005号	

○ 発明の名称を「アプリケーション生成支援システムおよびアプリケーション生成支援プログラム」とする発明に係る特許出願について、引用発明に周知技術を適用する動機付けは認められないとして、独立特許要件違反（進歩性欠如）がないとされた事例。

（事件類型） 審決（拒絶）取消 （結論） 審決取消

（関連条文） 特許法17条の2第6項，126条7項，29条2項

（関連する権利番号等） 特願2017-124385号，不服2018-3406号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「アプリケーション生成支援システムおよびアプリケーション生成支援プログラム」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、独立特許要件違反（進歩性欠如）の有無である。

2 本判決は、以下のとおり判示して、本件補正発明の進歩性を否定した審決を取り消した。

（1）本件補正発明と引用発明との間には、「設定ファイルを設定するパラメータが、本件補正発明では、『携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータ』であるのに対して、引用発明では、携帯通信端末の機能を実行させるためのパラメータではあるものの、携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータであることが特定されていない」という相違点（相違点1）が存在するところ、審決は、引用発明に引用文献2～5及び参考文献1記載の技術（同技術に乙3文献記載の技術を併せて、以下「被告主張周知技術」という。）を適用することにより、本件補正発明に想到し得ると判断していることから、引用発明に被告主張周知技術を適用する動機付けの有無について検討する。

（2）ア 引用発明は、アプリケーションサーバにおいて検索できるネイティブアプリケーションを簡単に生成することを課題として、同課題を、既存のウェブアプリケーションのアドレス等の情報を入力するだけで、同ウェブアプリケーションが表示する情報を表示できるネイティブアプリケーションを生成することができるようにすることによって解決したものであるから、ブログ等の携帯通信端末の動きに伴う動作を行わないウェブアプリケーションの表示内容を表示するネイティブアプリケーションを生成しようとする場合、生成しようとするネイティブアプリケーションを携帯通信端末の動きに伴う動作を行うようにする必要はなく、したがって、設定ファイルを設定するパラメータを「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行するためのパラメータ」とする必要はない。もっとも、引用文献1の段落【0024】には、ブログ等と並んで「ゲームサイト」が掲げられており、ゲームにおいては、加速度センサにより横画面と縦画面が切り替わらないように制御する

必要がある場合が考えられる（引用文献5参照）が、ウェブアプリケーションとして提供されるゲームは、①常に携帯通信端末の表示画面を固定する必要があるとはいえないこと、②加速度センサにより、携帯通信端末の姿勢に対応した画面回転表示を制御する機能は携帯通信端末側に備わっており、端末側の操作によって、表示画面を固定することができ、そのような操作は一般的に行われていること、③引用文献1の段落【0024】の「ゲームサイト」は、携帯通信端末の表示画面を固定する必要のないブログ、ファンサイト、ショッピングサイトと並んで記載されており、また、引用文献1には、加速度センサについて何らの記載もないことからすると、当業者は、上記の「ゲームサイト」の記載から、パラメータを「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行するためのパラメータ」とすることの必要性を認識するとまではいえないというべきである。

また、引用発明によって生成されるネイティブアプリケーションは、HTMLやJavaScriptで記述されるウェブページを表示できるから、引用発明により、乙4に記載されたHTML5 APIのGeolocationを用いて携帯通信端末の動きに伴う動作を行うウェブアプリケーションの表示内容を表示するネイティブアプリケーションを生成しようとする場合も、生成されるネイティブアプリケーションは、設定情報に含まれているウェブアプリケーションのアドレスに基づいて、同ウェブアプリケーションに対応するウェブページを取得し、取得したウェブページのHTMLやJavaScriptの記述に基づいて、同ウェブアプリケーションの内容を表示でき、したがって、ネイティブアプリケーションの生成に際して、設定ファイルを設定するパラメータを「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータ」とする必要はない。

さらに、被告主張周知技術に係る各種文献にも、引用発明の上記の構成の技術において、「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータ」に応じて設定ファイルを設定することの必要性等については何ら記載されていない（甲2～5，7，8，乙1～3）。

イ 引用発明は、簡易にネイティブアプリケーションを生成することを課題として、既存のウェブアプリケーションのアドレス等の情報を入力するだけで、当該ウェブアプリケーションが表示する情報を表示するネイティブアプリケーションを生成できるようにしたところ、PhoneGapによってネイティブアプリケーションを生成するためには、HTMLやJavaScript等を用いてソースコード（プログラム）を書くなどする必要があるものと認められるから、引用発明に、上記のように、新たにソースコードを書くなどの行為が要求されるPhoneGapに係る技術を適用することには阻害事由がある。

ウ 以上からすると、引用発明に、被告主張周知技術を適用することの動機付けは認められないというべきである。